

を見よ！労働争議調停法の如きはそれであり、その中には公共の労働者の自由  
を見られたいではないか、普通選挙法は、実現された名の下に、吾等は過去の経  
験を尊重し如何に日常経済と政治とは密接なる關係を持つべきかを徹本  
じりゆ斯かる事を基調として立法手段によつて幸福増進を計らんとする  
仁道意下

(二) 右大会に於ける待遇改善に関する決議

- 一、年功加俸制互に関する件
- 二、会社に交渉方を幹事会に一任
- 三、懲罰方法を合理的にするの件
- 四、年別昇給額制定の件
- 五、養老退職賜金に関する件  
(停年満期及会社の都合に依る依頼解雇者  
に付する養老賜金を一階級を昇格せしむ  
昇後の資格によつて支給せられた)
- 六、一般従業員に公休日制定の件
- 七、出勤者に対し月末賞與金引込の件  
(出勤者百につき百分の五を引込るを日  
に付百五十分の五を引去る事に改正せられた)
- 八、私病七日以上出勤者に月給半額支給の件
- 九、食堂職員満十八歳以上の者に一ヶ月  
年勤続者は社庫に於て同時に日給半  
額を減らすの件
- 十、半期賞與金増額の件  
(現在長島五十分分最低三十分分を平均  
九十分分に増額せられた)

別記 (三) 会社ノ聲明書

抑々南海同志会ハ諸氏ノ夙ニ了知スルカ如ク愛社的精神ヲ以テ創立ノ信條  
トナシ中正穩健ナル美風ヲ保持シテ浮落ノ誘惑ニ陥ラス専ラ南海道從  
業員タル本領ヲ把握スルコトヲ以テ綱領トセリ是レ即チ会社當局カ全會ノ  
創設ニ際シ創立者ノ熱誠ナル懇請ヲ答レテ諒解ヲ得タル所以ニシテ  
尔来全會ノ必達ヲ助成セシ主旨モ亦是ニ外ナラス然ルニ近來同會ノ幹部トシテ其  
指導ノ任ニ當ルモノ如上ノ精神ト同志会トノ沿革トニ深キ考慮ヲ拂ハズ漫  
然同志会ヲ拳テ政治的運動ニ参加セシムル企圖ヲ懷キ或ハ同會ヲシテ階級的  
闘争糧圖ヲラシムル宣言ヲ敢テシ又ハ最近ノ總會ニ於テ漫リニ緊急勸議  
ヲ採擇シテ從來会社當局ト同志会トノ間ニ行ハレタル不文ノ諒解ニ背反  
セリ、是等同會幹部ノ所爲ハ果シテ其真意何レニ存スルハ深ク考究ヲ要  
スルモノアリ、勿論斯ノ如キ幹部ノ言動ハ必スシモ健全ナル従業員諸氏ノ  
盡ク賛同スル所ニ非ラサルハシト雖事情茲ニ及ニテハ会社當局ニ於テ之儘重